

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）パブリックコメント手続の実施結果

1. 意見募集期間 平成28年11月15日（火）～12月15日（木）

2. 募集結果

※項目別の意見数と計画に反映した件数

提出方法	人数	意見数	項 目	意見数	計画に反映した件数
郵 送			計画のスローガンについて	2	2
ファクシミリ			第1章 計画策定の趣旨		
電子メール	5	32	第2章 ごみ処理の現状と課題	12	3
持 参			第3章 基本理念・基本方針	1	
			第4章 計画フレームと数値目標	1	1
			第5章 目標達成に向けた施策展開	16	5
			第6章 計画の推進・管理		
合 計	5	32	合 計	32	11

3. 意見の概要と市の考え方

No	意見の概要	計画書の ページ		修正の 有無	市の考え方	計画（案）の反映内容	
						反映前	反映後
1	スローガン『「もったいない」の心で、1日18gのごみ減量～「焼却ごみ1/3削減の達成」から第2Roundへ～』に関するご意見。 ・長すぎて散漫な印象を受ける。市民への声掛けの言葉数を絞った方がよい。 ・スローガンで2Rを強調していながら、基本理念では「全員参加型3R」を掲げている。どちらかに統一するか表現を工夫した方がよい。 ・「第2Round」と「2R」が掛かっていることが伝わりづらく、掛詞に意味を感じない。文中で「3Rの中でも2Rを優先させていく」ことをしっかり説明すればよく、副題は必要ない。	表紙	－	○	スローガンは、計画書に興味を持っていただくため、インパクトがあり、計画内容を引き立てるような副題として考えています。趣旨が伝わるよう、スローガンをわかりやすく表したイラストを表紙に追加するとともに、今後、このスローガンをきっかけにして、基本理念や基本方針等について丁寧に説明し市民や事業者の理解を深めていきます。		※今後、表紙にイラストを追加します。
2	スローガンに「もったいない」を採用した理由に外国でも使われていることを挙げているので、外国語に訳しにくいといわれるノーベル賞受賞者の「MOTTAINAI」運動の内容も説明した方がよい。	表紙の裏	－	○	ご意見を踏まえ、表紙の裏にワンポイントとして「もったいない運動」の解説を記載しました。		<u>ワンポイント もったいない運動</u> <u>環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニア人のワンガリ・マータイさんが、平成17年に来日した際「もったいない」という日本語に感銘を受け、環境活動の3Rと限られた地球資源に対するRespect（尊敬）の意を一言で表す世界共通言語「MOTTAINAI」として広めることを提唱しました。現在では、国内外を問わず持続可能な循環型社会の構築を目指す合言葉として使用されています。</u>

No	意見の概要	計画書の ページ		修正の 有無	市の考え方	計画（案）の反映内容	
						反映前	反映後
3	少子高齢社会や一人暮らし世帯の増加によるライフスタイルの変化に伴い、ごみの質も変わっていく（生ごみの減少、紙おむつやプラスチックごみの増加）ことや、その対策を記載する必要がある。	第2章	7	○	ご意見を踏まえ、7ページにワンポイントとして解説を追記しました。		<u>ワンポイント：社会構造やライフスタイルを反映したごみ質の変化</u> <u>我が国は世界に先駆けて高齢社会を迎えており、高齢社会が進行すると、紙おむつなどの在宅医療や在宅介護に伴うごみの増加が想定されます。また、共働き世帯の増加によって、生ごみの減少やプラスチック製容器包装の増加が想定されます。今後は、このようなごみ質の変化に応じて対策を講じることが必要です。</u>
4	平成26年度の1トンあたりのごみ処理原価が前年度から5,000円増加（49,279円→55,274円）した要因は何か。平成26年度にごみ量が減ったのに、なぜごみ処理費用を減らすことができなかったのか説明する必要がある。		17	○	ご意見を踏まえ、17ページの文章を修正しました。また、市ホームページで公表する「ごみ処理経費」等において、わかりやすく説明していきます。 ※意見募集時の計画(案)では平成26年度の1トンあたり費用を55,391円と記載していましたが、55,274円に	市のごみ処理費用は、 <u>平成22年度以降は</u> 概ね横ばい傾向にあり、平成27年度は約134億7,300万円となっています。	市のごみ処理費用は、 <u>平成25年度まで</u> 概ね横ばい傾向にあり、 <u>消費税率の引き上げや家庭ごみ手数料徴収制度（p.6参照）の運営費用が増加した影響で平成26年度に増加し、</u> 平成27年度は約134億7,300万円となっています。
5	ごみ処理にかなりの額の税金が投入されていることがわかるような資料の提供が必要ではないか。			○	ご意見を踏まえ、17ページの文章を修正しました。また、市ホームページで公表する「ごみ処理経費」等において、わかりやすく説明していきます。	<u>市</u> の限られた財源を有効に活用するため、ごみ量を減らしていくことで、安定的かつ継続的な3用地2清掃工場運用体制を実現するとともに、ごみ処理システムの効率化を図り、ごみ処理費用を削減していく必要があります。	<u>ごみ処理費用は市の税金やごみ処理手数料等で賄われており、</u> 限られた財源を有効に活用するため、ごみ量を減らしていくことで、安定的かつ継続的な3用地2清掃工場運用体制を実現するとともに、ごみ処理システムの効率化を図り、ごみ処理費用を削減していく必要があります。
6	プラスチック容器包装の分別収集について、「収集・再資源化に多くの費用がかかる状況であることから実施していません」とあるが、1トン収集するのにかかる費用を、千葉市で分別収集を実施した場合の試算額と既に分別収集を実施している政令指定都市の実績額で比較するとどうなるか。		27		プラスチック製容器包装の分別収集にかかる1トンあたりの費用は約8万6,000円（総費用8億2,000万円÷収集量9,500トン）と試算しており、政令指定都市のうち処理単価を公表している12市の平均値とほぼ同じです。		
7	千葉市でプラスチック製容器包装の分別収集を実施した場合の収集量と温室効果ガス削減量を示してほしい。				現行の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定時の試算では、年間の収集量を9,500トン、温室効果ガス削減量を23,000トンと見込んでいます。		
8	容器包装リサイクル法の改正を待つまでもなく、プラスチック製包装容器の再資源化の実施計画を策定すべきである。政令指定都市20市のうち17市で既に分別収集を実施しており、多くの自治体で実施しているのに千葉市にできない事情を明確に説明してほしい。				ごみ減量・再資源化施策の実施にあたっては、リサイクル等推進基金などの限られた財源を有効に活用する必要があることから、本計画では他の施策と比較して費用対効果の高い「剪定枝等の再資源化」を優先的に実施することとしています。 プラスチック製容器包装の分別収集については、自治体の費用負担軽減やリサイクル対象品目の拡大など、国による法改正の動向を注視しつつ、引き続き検討していきます。		

No	意見の概要	計画書の ページ		修正の 有無	市の考え方	計画（案）の反映内容	
						反映前	反映後
9	現在実施している生ごみ分別特別地区の拡大を図るべき。	第2章	28		メタン発酵ガス化施設については、平成26年度から民間事業者との間で協議を行い、平成27年度から28年度にかけて当該事業者が処理能力増強計画を作成し、諸手続きと設備の増強工事等を行い、平成29年度には1日あたり処理能力が30トンから60トンに拡充される予定です。なお、処理対象は一般廃棄物の他、汚泥や動植物性残渣などの産業廃棄物です。 全市域における家庭系生ごみ排出量は1日あたり約230トンで、拡充分を加味しても施設の処理能力を大幅に上回ることから、本計画では、処理能力の拡充に併せて学校給食などの食品残渣を再資源化するほか、市内の食品関連事業者に働きかけ、事業系生ごみを中心に民間処理施設への搬入量を増やしていきます。		
10	生ごみ分別特別地区事業の拡大について、「市内の民間処理施設が拡充計画を実施しても処理能力が不足し」とあるが、施設拡充前後の処理能力や拡充計画に関する民間処理施設業者とのこれまでの交渉経過を明らかにしてほしい。						
11	千葉市内に生ごみ再資源化施設を有する民間事業者に対し、処理能力（1日あたり30トン）の倍増を要請すべき。						
12	生ごみの分別収集は焼却処理量のみならず、焼却に要する燃料の削減とそれに伴う温室効果ガスの排出削減や、焼却費用の削減にも寄与する。						
13	生ごみ1トン焼却するのに要する燃料とその費用、温室効果ガス排出量を示してほしい。	第2章	28		可燃ごみ（生ごみ）の焼却処理について、ごみ燃焼時には燃料を使用していません。 しかし、清掃工場の定期点検や整備の際の稼働停止時や、点検整備後の立ち上げ時のみ焼却炉内の温度管理の面から補助燃料が必要となります。 この時の使用量による費用及び温室効果ガス排出量の平成27年度実績は、ごみ1トン当たりの費用は61円、温室効果ガス排出量は1.1kgです。		
14	生ごみを分別収集して民間施設でバイオガス化処理する費用と、その際得られるエネルギー回収により得られる収益を示してほしい。						
15	基本理念及び基本方針に賛同する。特に、基本方針1に掲げる2Rの推進を推し進めるべきである。	第3章	31～34		ご意見のとおり、3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）を積極的に推進してまいります。		
16	「平成43年度に温室効果ガス排出量を78,000トン以下に削減します」とあるが、どのようにして達成するか具体的に示してほしい。	第4章	44	○	ご意見を踏まえ、44ページの文章を修正しました。	市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの約4割を清掃工場で占めることから、排出量を削減し、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現を目指します。	市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの約4割を清掃工場で占めることから、 <u>焼却ごみ量を減らすとともに、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーを活用した高効率な発電等が可能な新清掃工場を整備することで温室効果ガス排出量を削減し、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現を目指します。</u>

No	意見の概要	計画書の ページ	修正の 有無	市の考え方	計画（案）の反映内容	
					反映前	反映後
17	事業2(1)③「環境学習プログラムによる積極的な推進」は大変有意義であり、大いに推進してほしい。	第5章	50	ご意見のとおり、積極的に事業を推進してまいります。		
18	きめ細やかな情報共有を図るため、大学の入学式で指定袋やごみ分別一覧表を配布したり、区役所や市民センターでの情報共有を徹底することが必要である。		50	○ 事業2(1)③「環境学習プログラムによる積極的な3Rの推進」や、事業11(1)⑤「無関心層への情報提供の強化」により、大学生を対象としたごみ減量意識の向上や情報提供の強化を図る中で、入学式での説明や資料等の配布等も検討していきます。 また、ご意見を踏まえ50ページの文章を修正しました。	【事業2(2)②広報紙等による最新情報の提供】 ごみ減量広報紙「GO！GO！へらそうくん」にタイムリーな情報を掲載するとともに、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の誌面を充実させます。また、ごみステーションへの掲示やSNSなどの多様な広報手段を活用して、積極的な情報発信に努めます。	【事業2(2)②広報紙等による最新情報の提供】 ごみ減量広報紙「GO！GO！へらそうくん」にタイムリーな情報を掲載するとともに、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の誌面を充実させます。また、 <u>市民の窓口である区役所や市民センターとの連携強化に加え</u> 、ごみステーションへの掲示やSNSなどの多様な広報手段を活用して、積極的な情報発信に努めます。
19	ごみ減量コンシェルジュや生ごみ資源化アドバイザーが活動しやすい仕組みを作る必要がある。「生ごみ減量・再資源化講習会」は、生ごみ資源化アドバイザーを派遣して町内会単位で開催することを提案する。			事業2(2)⑦「ごみ減量コンシェルジュの設置」は、地域に密着した存在である環境事業所の役割を強化して、ごみ減量・再資源化に関する情報発信や、地域の皆さんと協働してごみの諸問題の解決にあたるものです。ごみ減量コンシェルジュについて幅広く周知し、市民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。 事業5(1)④「生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実」において、生ごみ資源化アドバイザーが活動しやすい仕組みづくりに努めるとともに、事業5(1)⑤「生ごみ減量・再資源化講習会の開催」への派遣についても検討します。		
20	生ごみの乾燥はごみ減量に効果的なので、減量効果を具体的に示し、家庭で実践するよう方向付けしてほしい。		51 54	○ ご意見を踏まえ、51ページと54ページの文章を修正しました。具体的な減量効果は、事業2(1)⑧「家庭ごみ減量効果の「見える化」の実施」において検証していきます。	【事業2(2)⑧可燃ごみ減量効果の「見える化」の実施】 町内自治会などを対象に、生ごみの 再資源化や水切り 、雑がみの分別など可燃ごみの減量取組みの実施前後で、ごみの計量や指定袋サイズ別の写真撮影を行い、視覚的に分かりやすく減量効果を体験していただきます。また、当該データを活用し、ごみ処理費用の削減や最終処分場の延命効果を数値化します。 【事業5(1)①家庭で取り組める生ごみ削減に関する普及啓発】 生ごみの水切り 運動の展開 や段ボールコンポスト製作などに関する講習会を開催し、可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量や食品ロスを削減するための啓発を強化します。	【事業2(2)⑧可燃ごみ減量効果の「見える化」の実施】 町内自治会などを対象に、生ごみの 水切りや乾燥、生ごみ減量処理機等を用いた再資源化 、雑がみの分別など可燃ごみの減量取組みの実施前後で、ごみの計量や指定袋サイズ別の写真撮影を行い、視覚的に分かりやすく減量効果を体験していただきます。また、当該データを活用し、ごみ処理費用の削減や最終処分場の延命効果を数値化します。 【事業5(1)①家庭で取り組める生ごみ削減に関する普及啓発】 生ごみの水切り や乾燥の奨励及び 段ボールコンポスト製作などに関する講習会を開催し、可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量や食品ロスを削減するための啓発を強化します。
21	三角コーナーや手絞りによる生ごみの水切りは、付着している水を減らすだけであまり効果がないと思うが、減量効果を具体的に示してほしい。		51 92			
22	市民の生ごみ減量への取り組みを促進する施策として、NPOや町内自治会を通じて市民に生ごみ減量処理機等を一定期間貸与してはどうか。		54	ご意見を踏まえ、生ごみ減量処理器の貸与について、事業5(1)③「生ごみ減量処理機等の普及啓発活動の実施」において検討します。		

No	意見の概要	計画書の ページ	修正の 有無	市の考え方	計画（案）の反映内容	
					反映前	反映後
23	NPOや個人は家庭菜園（畑）の用地を確保できず生ごみの再資源化を諦める事例があるので、市内農家が保有する休耕農地や耕作放棄地の利用あっせん制度の創設を提案する。	第5章	54	ご意見を踏まえ、事業5(1)⑥「生ごみ処理物の有効活用方法の検討」において、家庭菜園の用地を持たない方の堆肥等の活用方法や活用先を検討します。		
24	「生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与」は、生ごみ減量処理機以外の方法で生ごみの減量に取り組んでいる市民もインセンティブを受けられる制度にしてほしい。			ご意見を踏まえ、事業5(1)⑦「生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与」において、市民の取り組みを後押しする効果的なインセンティブの付与方法を検討します。		
25	生ごみ減量処理機はすべての家庭に導入できるものではなく、効果的とは思えない。生ごみ減量処理機の使用による減量効果を示してほしい。		54 71	生ごみ減量処理機等の使用により、1世帯あたり年間約196キログラムの減量効果を見込んでいます。平成23年度から27年度までの5年間で2,456件の生ごみ減量処理機等購入費補助申請があることから、効果的な生ごみ減量施策として普及を推進していきます。		
26	ごみ減量の啓発活動を推進するため、千葉市が町内自治会長からの推薦を受け委嘱する千葉市廃棄物適正化推進員や、千葉市が講習会を開催して養成する生ごみ資源化アドバイザーを活用することを提案する。		62	○ ご意見を踏まえ、62ページの文章を修正しました。	【事業10(1)②ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成】 地域の課題に応じた出前講座等の実施やNPO法人への活動支援等により、地域の課題解消に向けて実行できる廃棄物適正化推進員や生ごみ資源化アドバイザーなどのキーマンを育成します。	【事業10(1)②ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成】 地域の課題に応じた出前講座等の実施やNPO法人への活動支援等により、地域の課題解消に向けて実行できる廃棄物適正化推進員や生ごみ資源化アドバイザーなどのキーマンを育成するとともに、 <u>研修や意見交換を行い、地域等におけるごみ減量・再資源化のリーダーとして活動できるよう支援</u> します。
27	資源物として収集した古紙に資源化できない紙類が含まれていると聞く。再資源化することができない紙類の情報を周知する必要がある。		68	ご意見のとおり、様々な機会や広報媒体を通じて再資源化することができない紙類の情報を周知していきます。		
28	剪定枝等の再資源化は、処理施設の見学会を開催するなど、どのようにリサイクルされているか市民が理解できるような仕組みが必要である。		70	民間処理施設の業務に支障のない範囲で見学会を開催できるよう、運営事業者と協議していきます。		
29	剪定枝等のリサイクルを行う事業者は、1社独占にならないように優良な事業者を複数育ててほしい。			廃棄物処理施設の設置を希望する事業者から申請があった場合には、事前協議を行った上で許可条件に適合するか審査して、一般廃棄物処分業の許可を付与しています。 剪定枝等のリサイクル事業を希望する事業者に対して、本市の事業について情報提供を行っています。		
30	生ごみの減量・再資源化は家庭だけでなく事業所の取り組みが必要であり、スーパーやコンビニ等から排出される生ごみの削減の取り組みを強化する施策の拡充を明記すべき。		71	○ ご意見を踏まえ、71ページの文章を修正しました。	【事業15(2)①登録再生利用事業者への生ごみ排出の誘導】 訪問指導などにより、食品関連事業者に対して登録再生利用事業者への生ごみ排出を積極的に誘導し、再資源化を促進します。	【事業15(2)①登録再生利用事業者への生ごみ排出の誘導】 訪問指導などにより、 <u>スーパーマーケットやレストラン等の</u> 食品関連事業者に対して登録再生利用事業者への生ごみ排出を積極的に誘導し、再資源化を促進します。

No	意見の概要	計画書の ページ		修正の 有無	市の考え方	計画（案）の反映内容	
						反映前	反映後
31	「生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援」は、NPOや個人が実施する生ごみ減量・再資源化事業にも適用し、再資源化物の販売・配布の法規制に対応するための費用削減措置を要望する。	第 5 章	71		事業15(2)③「生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援」は、生ごみ減量処理機等や民間処理施設に搬入するための一時保管に必要となる物品購入費に対する補助事業を実施する予定であり、対象となる事業者の範囲については今後検討します。 なお、個人に対しては54ページの事業5「生ごみの発生抑制の推進」に記載している(1)②「生ごみ減量処理機等の購入補助金制度の拡充」や⑦「生ごみの再資源化に取り組むインセンティブの付与」等の施策により支援します。		
32	教育委員会と連携して、おいしい給食、地産地消や食育など給食残渣を減らす工夫を計画に追加してほしい。			○	ご意見を踏まえ、71ページの文章を修正しました。	【事業15(2)④食品残渣の再資源化の促進】 <u>学校給食残渣などの食品残渣を</u> 民間再資源化施設へ搬入して再資源化します。	【事業15(2)④食品残渣の再資源化の促進】 <u>市の関連部局で連携を図りながら、学校給食等の地産地消・食育などを通じて食品残渣を減らしつつ、</u> 民間再資源化施設へ搬入して再資源化します。